

日本共済協会30周年 17

中 済 連

医療共済や労災上乘せの仕組み開発

地域中小企業者に貢献

中小企業福祉共済協同組合連合会(中済連)は、2012年に関東経済産業局の認可を得て設立され、今年10周年を迎えた。会員(4組合)は、地域中小企業者のための共済事業を実施する事業協同組合で、①会員の行う共済事業に係る共済責任の再共済事業②会員と連帯して共済責任を負う共済契約に係る共同共済事業③会員の行う共済事業に係る共済仕組みおよびリスクに関する調査・研究ならびに新共済商品開発事業④会員の行う共済事業に係る会員組織の役員および共済募集人の教育ならびに情報提供事業⑤会員の行う共済事業に係る会員組織の内部管理態勢構築のための支援事業を行っている。

4組合連携の歴史

同会は、4会員と小規模で他の連合組織に比べ歴史も浅いが、個々の会員間での領域を超えた交流は本会創立以前から30年以上にわたり続けられていた。それぞれが独自に実施していた共済仕組みや組織運営に関する情報交換が個別に行われてきた経緯がある。そうした関係は、2007年の中協法改正で転機を迎えた。同改正法で

は、共済事業の健全性を確保するための新たな制度が導入され、その対応のための態勢整備が共済協同組合に求められた。県域組合として限られた人員・人材で事業を実施していた個々の組合にとって、その態勢整備を個別に行うことは合理的でなく、4組合が連携すべきとの考えに至った。そのため組織体として4組合合意の下、任意団体として同会の前身である「共済経営研究会」が発足。その後、任意団



大植 常務理事

また同会では、会員組合の共済事業支援のための事業もあわせて兼業承認を得ている。この支援事業では、会員組合向けに、内部管理のためのモデル規程作成、生命保険料控除に関する当局折

衝、暴力団排除条例対応、改正民法(債券法)対応に加え、会員組合の独自共済仕組み開発の支援などを行ってきた。

共同共済による仕組み開発

創立時から再共済事業を実施している同会だ

4組合の連合で2012年に設立

が、会員組合間の連帯性をより強めるための統一仕組みの開発が求められていた。統一仕組みの開発に当たっては、会員組合の共済契約者である事

業所の従業員の高齢化がキーとなったが、その背景には、会員組合の既存仕組みで終了年齢を迎え、なお就労する被共済者

に向けた共済開発の要望があった。こうして開発したのが同会と会員組合の共同共済事業として認可を取得した「生命医療共済(シ

ニア)選択緩和型」だ。同共済は、がん入院の割増給付を含む医療保障を主要給付に、先進医療によるがん治療の実費給付

を加えたシンプルな仕組みとなっている。また、就労者であっても、高齢層を対象とする仕組みであることから、選択緩和告知を採用している。

また、コロナ禍における



「生命医療共済(シニア選択緩和型)」を開発

共済募集は、会員組合がそれぞれの事業地域で、個々の愛称で行っており、募集開始の2015年度の3570件から、現時点では保有が1万700件を超えるまでになっている。

ストレスチェックサービス

さらに、2019年度には、同じく共同共済による仕組みとして「労災費用共済」の認可を取得した。同共済は、その名称の通り労災事故による政府労災の上乗せ、労災事故による事業所の損失補てんと使用者賠償、労

同会では、健康リスクの低減に向けた取り組みも行っている。具体的には「労災費用共済」の開発に合わせ、

最近のトピックとしては、会員組合の主たる共済募集チャネルである商工団体(商工会議所、商工会、各種事業協同組合等)を対象に、ウェビナーを活用した講演会の開催を予定している。ウィズ、アフター・コロナにあって、中小・零細事業者の活性化に向け、商工

団体の役割をテーマに外部講師を招き今年7月下旬の実施に向け準備を進めている。今後に向けて大植正一常務理事は、「長引くコロナ禍にあって、中小事業者の疲弊は否めない。それは会員組合の事業運営にも多大な影響を及ぼす。大規模災害やパンデミックといった経営を脅かす事態に対し、共済保障はもとより、中小事業者の強靭性を補完する仕組みの研究が急務といえる」としている。

ウィズ、アフター・コロナを意識

また、「本来の共済の姿であるコミュニケーションの形成について、共済利用者(組合員)に対する広報、本会職員や会員組合職員への教育も重要な課題となる」としており、研究や教育にも力を入れていく方針だ。(おわり)